

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先、すべてのステークホルダーとの良好な関係を維持し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めてゆく方針であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永山 隆昭	1,023,000	46.86
井上 英昭	402,800	18.45
株式会社SBI証券	58,300	2.67
小田 昌平	36,600	1.68
楽天証券株式会社	30,000	1.37
須山 聖一	28,000	1.28
脇本 佑磨	24,300	1.11
佐野 力	19,600	0.90
平川 雅隆	16,600	0.76
株式会社日本カस्टディ銀行	14,000	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

12月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
谷内 進	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷内 進		同氏の経営する㈱イノベティブプラットフォームのコンサルティングを受けておりましたが、2016年12月に取引を解消しております。金額は僅少であります。	マーケティングの知識及び会社経営の豊富な経験を有しており、営業・マーケティング分野の意見や助言をいただける方として、社外取締役を選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

## 補足説明

代表取締役、取締役及び執行役員の選任については、役員等の候補者の指名に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ることを目的として、指名委員会を設置しています。指名委員会には、取締役会決議で選任された代表取締役 井上英昭、取締役 永山隆昭 及び社外取締役 谷内進の3名で構成されており、オブザーバーで社外監査役(常勤) 赤坂和が選任されております。

取締役の個人別の報酬等の額については、透明性を確保するため、取締役会決議により任意の報酬委員会を設置し、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で決定することを同委員会に委任しており、同委員会において、取締役会で決定した役員報酬等の決定方針等に従い決定することとしております。報酬委員会は、取締役会決議により選任された代表取締役 井上英昭、取締役 永山隆昭及び社外取締役 谷内進の3名で構成されており、オブザーバーとして社外監査役(常勤) 赤坂和も出席しております。

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査人及び会計監査人は、四半期に1回程度面談を実施することによる監査環境等当社固有の問題点の情報の共有及び相互の監査結果の説明及び報告の連携を行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤坂 和	他の会社の出身者													
雨宮 雄一	他の会社の出身者													
松本 真輔	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤坂 和			過去に歴任した会社経営、管理部門の責任者として豊富な経験を有しており、取締役の職務執行についての知見を監査に活かしていただける方として、また、社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
雨宮 雄一			公認会計士としての知識及び会社経営の豊富な経験、および社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
松本 真輔			同氏は法律の専門家として豊かな経験と高い見識を有していること、および社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な事業成長を支えるインセンティブとして、取締役及び監査役に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して決定した数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として、当社の社内取締役、社外監査役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

2022年12月期に係る取締役および監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

取締役 7名 46,970千円(うち社外取締役 1名 3,600千円)

監査役 4名 11,348千円(うち社外監査役 4名 11,348千円)

上記には、2022年3月30日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2022年3月30日付で辞任した社外監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等については、2000年3月15日開催の臨時株主総会で決議された年額200,000千円(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内で決定しており、監査役の報酬等については、2000年3月15日開催の臨時株主総会で決議された年額20,000千円の報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議の上、決定しております。

また、役員報酬等の決定に関する方針等について、報酬の透明化の向上を図るため、以下のとおり2021年2月15日開催の取締役会において定めております。

### イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の

取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、代表取締役及び業務執行取締役の報酬は固定報酬とし、基本報酬及び業績連動報酬により構成されるものとし、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみにより構成されるものとします。

ロ.基本報酬の額の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、固定報酬(年俸)・金銭報酬とし、その額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。基本報酬は年俸を12分割して毎月支給します。

ハ.業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とし、その額は、各事業年度の業績指標とその値(KPI)に対する成長度合いに応じて決定するものとします。ただし、代表取締役又は業務執行取締役が新任の取締役である場合には、業績連動報酬に相当する部分につき、前職での報酬水準や期待度に応じて決定することができるものとします。こうして決定された額を翌年度の固定報酬(年俸)として基本報酬に加算し、12分割して毎月支給します。業績指標とその値(KPI)は、毎年、取締役会において、報酬委員会の答申内容を尊重して見直しを行うものとします。

二.基本報酬の額及び業績連動報酬の額の個人別の報酬に対する割合の決定に関する方針

代表取締役及び業務執行取締役の種類別の報酬割合及び業績連動報酬の算出に適用する各種業績指標(KPI)の報酬割合については、取締役会において、報酬委員会が各取締役の期待される役割と任務を考慮して行う答申内容を尊重し、決定するものとします。なお、個人別の報酬全体の額に対する業績連動報酬の額(代表取締役又は業務執行取締役が新任の取締役である場合には、業績連動報酬に相当する部分の額)の割合は50%を上限の目安とします。

ホ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役会決議により委員に選任された社外取締役を含む取締役により構成される報酬委員会が具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに各代表取締役及び業務執行取締役の業績連動報酬の額又は業績連動報酬に相当する額とします。報酬委員会においてかかる権限が適切に行使されるようにするために、

(イ)報酬委員会規程により報酬委員会の手続、権限等を明確に定めること

(ロ)本方針により報酬委員会の裁量を適切に限定すること

(ハ)報酬委員会の委員には必ず社外取締役を含めること

(ニ)報酬委員会に監査役の出席を認めること

などの措置を講じております。

なお、報酬委員には代表取締役井上英昭氏、取締役永山隆昭氏、及び独立社外取締役谷内進氏が選任されており、社外取締役を含む報酬委員会に決定権限を委任した理由は、当該決定権限の行使に際し、代表取締役による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できると判断したためであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、経営企画室が取締役会開催の連絡及び決議事項の事前説明等、必要に応じてサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他としてリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などを設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

(1)取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 井上英昭が議長を務め、穂谷野一敏、澤田瑞樹、宮下省吾、永山隆昭、谷内進(社外取締役)計6名で構成されております。取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員6名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 赤坂和(社外監査役)が議長を務め、雨宮雄一(社外監査役)、松本真輔(社外監査役)計3名で構成されております。監査役会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。また、取締役・執行役員・従業員からの報告收受等法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要に応じて協議を行っております。

(3)経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に関する重要事項について、協議、決裁及び報告を行うことを目的として、経営会議を設置し、運用しております。代表取締役 井上英昭を議長とし、常勤の取締役 穂谷野一敏、澤田瑞樹、宮下省吾及び執行役員 若松賢司、原幸一郎、小川明孝、中野知佐、大島康靖、北山信行、本部長 富谷直輝の計11名で構成されており、常勤監査役はオブザーバーとして参加しております。なお、原則として毎月1回以上開催することとしております。

(4)コンプライアンス委員会

当社は健全な企業活動を行うにあたり、コンプライアンスを遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的としてコンプライアンス委員会を設置し、運用しております。当該委員会では、コンプライアンスに関する規程の改廃、当該規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議、及び取締役会への議案提出、並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議を行っております。

代表取締役 井上英昭を委員長とし、取締役 穂谷野一敏、執行役員 中野知佐、北山信行、従業員1名の計5名で構成されており、常勤監査役は

オブザーバーとして参加しております。なお、原則として3ヶ月ごとに1回以上開催することとしております。

(5)リスクマネジメント委員会

当社は、持続的な成長を確保するため、発生しうるリスクについての分析、事前防止策や発生時の対処方法を協議し、策定することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置し、運用しております。当該委員会では、業務遂行に係るリスクを的確に認識及び評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置又はその損失を極小にすべく会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことによりリスク管理体制の充実を図っております。

代表取締役 井上英昭を委員長とし、取締役 穂谷野一敏、澤田瑞樹、宮下省吾、執行役員 若松賢司、大島康靖、北山信行の計7名で構成されており、常勤監査役、内部監査室長は、オブザーバーとして参加しております。なお、原則として毎月開催することとしております。

(6)内部監査室

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室長 中野知佐及び従業員2名の計3名を配置しております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めております。

(7)会計監査人

会計監査につきましては、2023年3月30日までEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、EY新日本有限責任監査法人は独立した公正な立場から財務諸表に関する意見を表明しております。なお、同日開催の第24期定時株主総会の決議に基づき、会計監査人の異動により、当社はSCS国際有限責任監査法人と監査契約を締結する予定であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常業務の活動状況を共有する経営会議を設置しており、内部監査人を選任のうえ業務監視を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。当社は継続的に収益を稼得し企業価値を高めることが、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えることであると考えております。そのために、経営判断の迅速性を確保したうえで、十分な牽制が機能する経営管理体制の整備が必要と判断し、現行の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。 2022年12月期事業年度の株主総会に関わる資料の提供については、電子提供措置に変更になったため、株主総会の開催日の3週間以上前である、2023年3月8日に株主総会に関わる資料を当社及び東京証券取引所のホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月31日を決算日としておりますので、定時株主総会は3月に開催しております。そのため、集中日に関する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催日に関しても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト内に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイト内に、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明資料、有価証券報告書、株主総会関連資料、事業計画及び成長可能性に関する事項等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が中心となり、対応しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主のみならず、取引先等全てのステークホルダーの信頼を得ることが事業運営の要諦であるとの認識のもと、事業活動を推進しております。また、ステークホルダーが当社との関係性を判断するうえで、迅速、かつ、正確な情報開示が必要であると考えております。そのため、コンプライアンス規程、適時開示マニュアル等の関連規程を制定し、遵守してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、決算説明会等により、株主、取引先等のステークホルダーに対して積極的な情報発信を行う方針であります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、2017年12月14日付の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。その概要は以下の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「コンプライアンス委員会」を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
- 取締役および使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および代表取締役、取締役、経営会議、執行役員等に委任される事項を規定する。
- 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて規程を整備し、適切に保存・管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント委員会を社内を設置する。

(b) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

5. 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
- 内部通報制度の窓口およびコンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨をコンプライアンス規程に定める。

6. 監査役職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役への求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する
- 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティングを定期的実施し、事業所や拠点への往査を必要に応じて実施する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消いたします。反社会的勢力排除にあたっては、日経テレコン等により情報収集を行い、取引開始の際の反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力の排除条項を定めております。なお、東京都公安委員会へ不当要求防止責任者制度の届出を行っており、不当要求防止責任者講習制度の研修を管理本部部員が受講しており反社会的勢力との関係排除の意識徹底とともに、情報収集に努めております。また顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

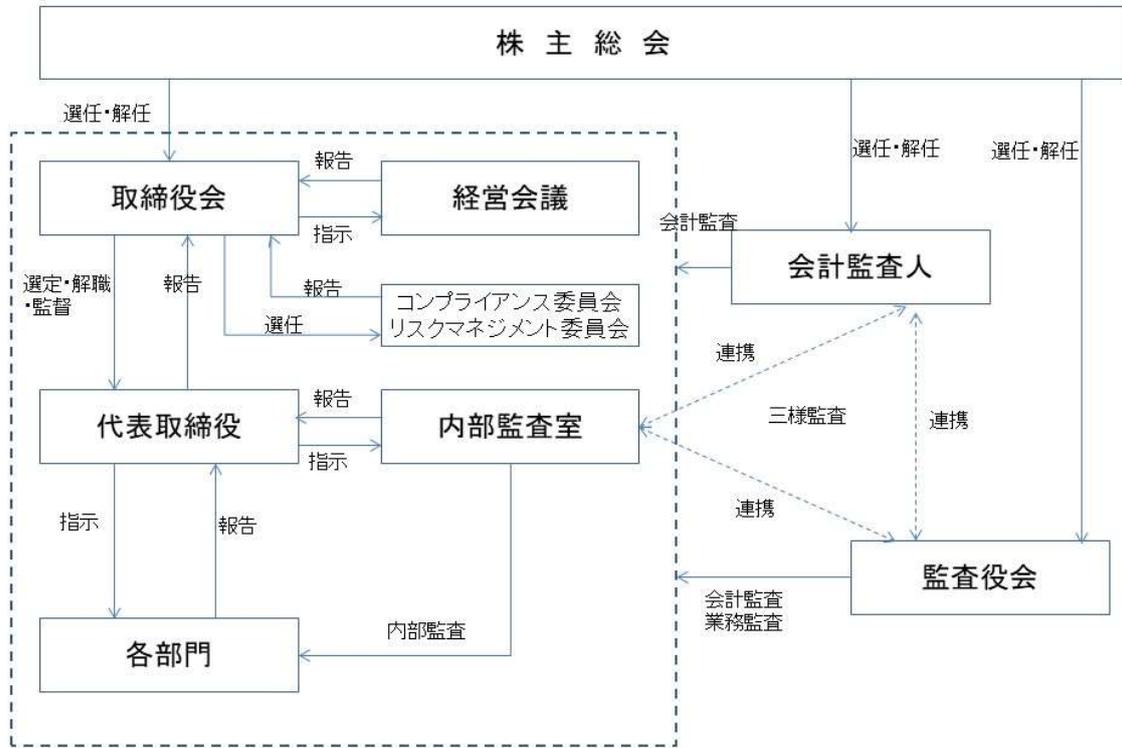
---

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

